

FP Topics = 知っておきたい相続知識 = 2019年9月号

★相続法の改正★

8月号では、結婚20年以上の夫婦間における贈与等の優遇措置及び預貯金払い戻し制度の創設について解説してきました。今月は、自筆遺言の内容についてみていきたいと思います。4.“自筆証書遺言の方式緩和”と5.“法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設”です。

4. 自筆証書遺言の方式緩和

2019年1月13日(日) 施行

【現行制度】

自筆証書遺言すなわち、手書きで遺言を残す場合は全文を自書する必要がありました。

財産目録等も全て手書きとされていました。

【改正後】

自書によらない財産目録を添付することができるようになりました。パソコンなどで目録を作成することができます。

目録等をパソコンなどで作成することが認められます。土地や建物などは詳細な記述が求められますので、更新等があった場合はたいへん労力を要しましたが、今回の改正で少し楽になりました。注意点として、下記のように毎ページごとに“署名押印”が必要となります。



- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピー、登記事項証明書等を添付

遺言書

別紙目録一及び二の不動産を法務一郎に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。

平成二十九年一月五日
法務太郎 印



別紙目録

一 土地
所在 東京都…
地番 …
地目 …
地積 …
二 建物
所在 東京都…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …
(↑PCで作成)
法務太郎 印

三 土地
所在 大阪府…
地番 …
地目 …
地積 …
四 建物
所在 大阪府…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …
(↑PCで作成)
法務太郎 印

出典：法務省だより“あかれんが”

5. 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設

2020年7月10日(金) 施行

【制度の概要】

自筆証書遺言を作成した方は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができるようになります。

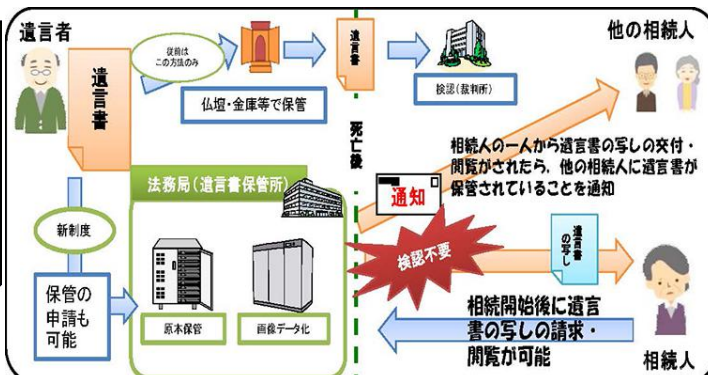
※作成した本人が遺言書保管所(法務局)に来て手続きを行う必要があるそうです。

遺言者の死亡後に、相続人や受遺者らは、全国にある遺言書保管所において、遺言書が保管されているかどうかを調べること(「遺言書保管事実証明書」の交付請求)、遺言書の写しの交付を請求すること(「遺言書情報証明書」の交付請求)ができ、また、遺言書を保管している遺言書保管所において遺言書を閲覧することもできます。

※遺言書保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認が不要となります。

※遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付がされると、遺言書保管官は、他の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知します。

自筆証書遺言は、発見されないケースも多くあり、被相続人の想いが伝わらないまま、相続が争族に発展してしまうケースもあるようです。この制度が普及することにより、無効となる自筆証書遺言も事前に防げるようになるかと思えます。



★自筆証書遺言が無効とされないための主な条件★

①財産を引き継ぐ人が亡くなっていないこと

亡くなった人に遺産を引き継がせるという遺言書の内容は無効となり、法律で決められた相続人（法定相続人）が引き継ぎます。亡くなった人に関する部分以外の遺言書は有効です。

②被相続人が自分で遺言書の全文を書いたこと

自筆証書遺言が有効となるには、被相続人が自分で遺言書の全文を書くことが必要です。

※今回の改正により目録部分はパソコン等での作成が認められます。

③氏名の記載があること

必ずしも戸籍上の氏名である必要はありません。通称、雅号、ペンネームでもよいとされています。

④日付の記載があること

年月日まで特定できるように書かれていることが必要です。「○年○月吉日」という書き方は、具体的な日付がわからないので無効となります。

⑤押印されてあること

必ずしも実印である必要はなく、認印でも構いません。指に朱肉をつけて用紙に指型を押す「指印」も有効とされています。

⑥1つの遺言書に2人以上の遺言が書かれていないこと

1つの遺言書に2人以上の遺言が書かれている場合、その遺言書は無効となります。

⑦訂正がある場合には訂正印があること

次のことがなされている必要があります。

- ・訂正箇所が二重線で消されている
- ・訂正箇所に押印がされている
- ・訂正後の正しい言葉が書かれている
- ・余白に訂正した箇所と字数が書かれている
- ・訂正した字数の近くに署名がある

⑧被相続人が15歳以上で「遺言能力」があること

遺言書が有効となるには、遺言書を書いた時点で被相続人が15歳以上であることと、「遺言能力」があることが必要です。たとえば、認知症だったような場合には、遺言能力があったかが問題になる場合があります。

⑨公序良俗に反していないこと

遺言書の中で、不倫相手への遺贈を内容とした部分は、公序良俗に反しているとして、無効になる可能性があります。

～今月の山便り～

前方右手に見える大きな山容は北アルプスの“薬師岳”たいへん大きな山で実際にその前に立つとその大きさに驚きます。その左手に広がる平坦な場所は太郎平と呼ばれ山小屋があります。標高も2,300mほどあり、登山口の折立から高度を上げ天空の稜線歩きの基点となります。後方には北アルプス最奥地といわれる“雲ノ平”や“高天ヶ原”を経て、遠くには槍ヶ岳も見えています。黒部五郎岳～三俣蓮華岳～双六岳～槍ヶ岳と続く天空の稜線歩きの旅を思い出していました。テントを背負って1週間くらいゆっくり歩いてみたいと贅沢な想いに浸っています。アルプス初挑戦でも山小屋が沢山ありますので、主稜線を歩く分には迷う心配もあまりなく、人も少ない山域ですので是非おすすめです。

